

第2章 財務諸表の区分

2級になると、損益計算書において費用と収益の分類が、貸借対照表においては資産、負債、純資産の区分がより細かく分類されます。

新しい勘定科目が登場したときに、どこに属するのかわかりやすく分類できるようにしておくことが大切です。

1 損益計算書の区分

損益計算書は費用と収益で構成されますが、2級では費用を売上原価、販売費及び一般管理費、営業外費用、特別損失の4つに分類します。また、収益は売上高、営業外収益、特別利益の3つに分類します。

損益計算書の形式として**勘定式**と**報告式**の2つがありますが、2級では主に**報告式**が出題されます。

報告式の損益計算書の表示形式の概要を示すと下記のようになります。

金額 (例)	科目名	意味
1,000	売上高	商品・製品の販売やサービスの提供
△700	売上原価	商品や製品の売上に対する仕入原価や製造原価。サービス業の場合、サービスを提供するために要した費用
300	売上総利益	売上高から売上原価を差し引いた金額。粗利ともいいます。
△240	販売費・一般管理費	販売に要した費用や、本社における本社活動費、給料も販売費・一般管理費になります。
60	営業利益	売上総利益から販売費・一般管理費を差し引いた金額。営業活動から得た利益で、本業の儲けになります。
+10	営業外収益	本業以外で得た収益。受取利息、配当金などになります。
△30	営業外費用	本業以外で支払う費用。借入金の利息、社債の利息などになります。その他には有価証券関係があります。
40	経常利益	営業利益に営業外収益を加え、営業外費用を差し引いた金額。毎期得られるだろうという利益。
+10	特別利益	固定資産の売却などによって得た臨時的な収益。
△20	特別損失	固定資産の売却などによって生じた臨時的な費用。
30	税引前当期純利益	経常利益に特別利益を加え、特別損失を差し引いて求めた金額。
△18	法人税、住民税及び事業税	企業が負担する法人税、住民税、事業税。
12	当期純利益	税引前当期純利益から法人税、住民税及び事業税を差し引いた金額。

売上高の¥1,000から売上原価の¥700を差し引いた¥300を売上総利益といいます。

売上総利益の¥300から販売費・一般管理費の¥240を差し引いた¥60を営業利益といいます。

営業利益の¥60に営業外収益の¥10を足して、営業外費用の¥30を差し引いた¥40を経常利益といいます。

経常利益の¥40に特別利益の¥10を足して、特別損失の¥20を差し引いた¥30を税引前当期純利益といいます。

税引前当期純利益の¥30から法人税等の¥18を差し引いた¥12を当期純利益といいます。

このように、報告式の損益計算書は、上から収益の項目から費用の項目を差し引いて表示をします。

まずは上記の損益計算書の形式を頭に入れた上で、販売費・一般管理費にはどの勘定科目が該当するのか、営業外費用にはどの勘定科目が該当するのか、特別損失にはどの勘定科目が該当するのか、また収益なら、営業外収益にはどの勘定科目が該当するのか、特別利益にはどの勘定科目が該当するのか、頭の中に入れていくことが大切です。

これから学習を進んでいくと新しい勘定科目が登場します。

新しい勘定科目が登場したら、その都度、勘定科目の分類をしっかりと整理しましょう。

報告式の損益計算書の例示は下記ようになります。

損益計算書

I	売上高		×××
II	売上原価		
	1.期首商品棚卸高	×××	
	2.当期商品仕入高	<u>×××</u>	
	合計	×××	
	3.期末商品棚卸高	<u>×××</u>	<u>△×××</u>
	売上総利益		×××
III	販売費・一般管理費		
	1.給料	×××	
	2.減価償却費	×××	
	3.貸倒引当金繰入	×××	
	4.退職給付費用	×××	<u>△×××</u>
	営業利益		×××
IV	営業外収益		
	1.有価証券売却益		+×××
V	営業外費用		
	1.有価証券評価損	×××	
	2.支払利息	×××	<u>△×××</u>
	経常利益		×××
VI	特別利益		
	1.保険差益		+×××
VII	特別損失		
	1.固定資産売却損		<u>△×××</u>
	税引前当期純利益		×××
	法人税等		<u>△×××</u>
	当期純利益		×××

売上総利益・・・商品売買による利益（マージン）

営業利益・・・営業活動によって得た利益。本業の儲けといわれます。

経常利益・・・毎期、経常的に得られる利益。

税引前当期純利益・・・法人税等を差し引く前の利益

販売費・一般管理費・・・営業活動において発生する費用

営業外収益・・・営業活動以外から発生する収益

営業外費用・・・営業活動以外から発生する費用

特別利益・・・毎期経常的に発生しない収益

特別損失・・・毎期経常的に発生しない費用

3 勘定科目の分類

損益計算書の表示区分

表示区分	内 容	表 示 科 目
売上高	商品販売の収益	(一般)売上高、 役務収益
売上原価	販売された商品の原価	期首商品棚卸高、当期商品仕入高、期末商品棚卸高 (棚卸減耗損、商品評価損) 役務原価
販売費及び一般管理費	販売活動、一般管理活動による費用	給料、広告宣伝費、旅費交通費、水道光熱費、通信費、消耗品費、支払家賃 保険料、 租税公課 、雑費、 貸倒引当金繰入、賞与引当金繰入、減価償却費 退職給付費用、のれん償却、貸倒損失、修繕費、商品保証引当金繰入、 支払リース料、特許権償却、商標権償却、ソフトウェア償却
営業外収益	経常的に発生する収益	受取利息、受取配当金、有価証券利息、有価証券売却益、 為替差益 有価証券評価益、仕入割引、雑益、受取家賃、受取手数料、償却債権取立益
営業外費用	経常的に発生する費用	支払利息、 売上割引 、雑損、有価証券売却損、 有価証券評価損、為替差損 貸倒引当金繰入、手形売却損、電子記録債権売却損、創立費、株式交付費
特別利益	偶発的収益	固定資産売却益、 保険差益 、 投資有価証券売却益、国庫補助金受贈益
特別損失	偶発的費用	固定資産売却損、 固定資産除却損、火災損失、投資有価証券売却損 固定資産圧縮損

ポイント

販売費・一般管理費・・・決算整理仕訳にでてくる勘定科目は注意

営業外収益・・・・・・・・・・受取〇〇、有価証券〇〇益

営業外費用・・・・・・・・・・〇〇利息、有価証券〇〇損、

貸借対照表の表示区分

流動資産		現金預金、受取手形、売掛金、 電子記録債権 、有価証券、商品、短期貸付金、 前払金、未収金、前払費用、未収収益
固定資産	有形固定資産	建物、備品、機械装置、車両運搬具、土地、 建設仮勘定 、構築物
	無形固定資産	のれん、特許権、商標権、ソフトウェア
	投資その他の資産	投資有価証券 、 長期前払費用 、長期貸付金、子会社株式、関連会社株式、長期性預金
流動負債		支払手形、買掛金、 電子記録債務 、短期借入金、未払法人税等、未払消費税 未払金、前受金、前受収益、未払費用、預り金、 修繕引当金、商品保証引当金、 売上割引引当金、返品調整引当金、賞与引当金、リース債務
固定負債		退職給付引当金 、長期借入金、 長期リース債務

上記の勘定科目で太字になっているものは2級の学習で登場する勘定科目です。

短期借入金・・・・・・・・手形借入金、当座借越

繰越商品・・・・・・・・商品

投資有価証券・・・・満期保有目的債券・その他有価証券

長期前払費用・・・・長期前払保険料

コーヒーブレイク



優先順位

合格するためには日々少しずつでもいいので勉強時間を確保しないとけません。そのなかで日々の生活のなかで勉強への優先順位を上げることが大切になってきます。

日々、生活していれば、いろいろなことを抱え込みながら過ごさないといけません。

ほとんどの方は何らかの形で仕事をしていることだと思います。

朝早く出掛け、晩遅く帰るとなると「心も体も疲れた」ということもあるでしょう。また、仕事をするなかで、先輩や上司からの飲みや遊びなどといった付き合いをしなければならないという人もいます。

プライベートでも友人や恋人などから遊びのお誘いがあつたり 結婚している方だったら育児や家事もしなければなりません。

また、家に帰れば、テレビに、パソコン（ネット）、携帯電話、テレビゲームなどで時間が取られてしまったり、もしくは疲れてベッドでスヤスヤ夢心地という人も多いのではないのでしょうか。

こんな感じで、日々いろいろあるなかで、勉強していくために大切なことは、「いかに勉強への優先順位を上げるか」ということと、「継続できるか」だと思います。

例えば、試験1週間前ぐらいになれば、日々飲み歩いたり、遊びに出掛けたりするという人はあまりいないと思います。それは勉強への優先順位が高いからです。試験の直前期になれば、当然勉強への優先順位も高くなります。

しかし、直前期になってから、勉強への優先順位を上げるのではなく、早い段階から勉強への優先順位を上げ、日頃からコツコツと勉強しておくことが大切です。

また、勉強への優先順位を上げるためには、周りの人の協力も必要です。自分1人で生活しているわけではないのですから、職場や家族、友人、恋人などに協力してもらうことにより、勉強への優先順位を上げることができます。

といっても、何よりも勉強への優先順位を上げるためには自分自身への意識を変えることが一番大切です。家に帰ったら、テレビをダラダラと見ない。これだけでも勉強時間をある程度確保できます。

それから、日々のなかで勉強への優先順位を上げ、日々勉強するようになれば、あとはそれを継続することも大切です。勉強への優先順位を上げるというのは、気持ちの問題です。その気持ちを持ち続けるということは形がない分、途中で優先順位が下がり気味になることもあるでしょう。

そんなとき、心の中を支えるのは、どれだけ勉強に対しての想いを強く持てるかだと思います。

いろいろな誘いを断り、勉強への優先順位を上げることというのは、ときには人間関係の希薄化を招くかもしれませんし、それが孤独感を感じさせるかもしれません。しかし、勉強というものは自分自身のためにやるものですから、多少のことに負けてはいけません。

初志貫徹。勉強を始めた頃を思い出し、いろいろな誘惑に負けず、最後まで諦めずに自分が決めた目標に向かって突き進んでください。

第3章 手形取引

1. 手形の不渡り

手形の不渡りとは、手形の満期日に手形の所持人が手形代金の受け取りができなくなること（満期日に手形代金が当座預金に入金されない）をいいます。

不渡手形の所持人は、支払拒絶証書を作成して、あらためて手形代金の償還請求をおこないます。

3級までは下記のように支払期日に手形代金がきちんと当座預金に入金される場合のみでした。

(以前) 受取手形 ××× / (売上) ×××
↓きちんと支払がおこなわれれば

(支払期日到来) 当座預金 ×× / 受取手形 ×××

しかし、2級になると、下記のように支払期日に手形代金が当座預金に入金されずに、その手形が不渡りになる場合が出題されます。

① 受取手形 ×× / (売上) ×××

しかし、受け取っていた手形が不渡りになった。

(支払期日到来)・・・支払期日に受け取っていた手形が不渡りになったとき

② 不渡手形 ××× / 受取手形 ×××
(固定資産) ↓ / 現金 ××× → 諸費用を払う場合
諸費用を含む

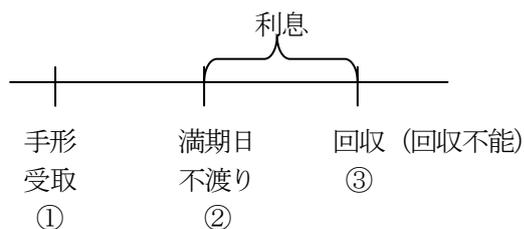
満期日に受け取っていた手形が不渡りになると、支払拒絶証書を作成します。

その支払拒絶証書の作成費用などを含めて手形代金を請求します。

ですから、不渡手形を計上したとき、不渡手形の中に諸費用を含めます。

③ (回収時)・・・不渡手形が回収されたとき

現金預金 ××× / 不渡手形 ×××
/ 受取利息 ××× → 回収したときの利息



不渡手形を計上した後、不渡手形の代金を請求します。不渡手形の代金が無事回収されたときに、不渡手形の代金とともに満期日以後の利息も受け取ります。そのときの利息は受取利息で計上します。

(回収不能時)・・・不渡手形が回収不能になったとき

(前期以前に発生した受取手形が不渡りになり、貸倒れた場合)

③ 貸倒引当金 ××× / 不渡手形 ×××
(貸倒損失) ×× /

※ 貸倒引当金の残高よりも不渡手形の金額が多い場合は、貸倒損失で処理します。

当期に発生した受取手形が不渡りになり、貸倒れた場合

貸倒損失 ××× / 不渡手形 ×××

3級では、貸倒引当金を設定するときに、売掛金だけでなく、受取手形にも設定したと思います。ですから、不渡手形が回収されなかった場合は、貸倒引当金を取り崩します。

支払拒絶証書

手形が不渡りになると不渡りになった手形代金を遡及（請求）することができません。その遡及権を行使するためには、拒絶証書（支払いを拒絶されたことを証明する公正証書）を作成することが必要になります。

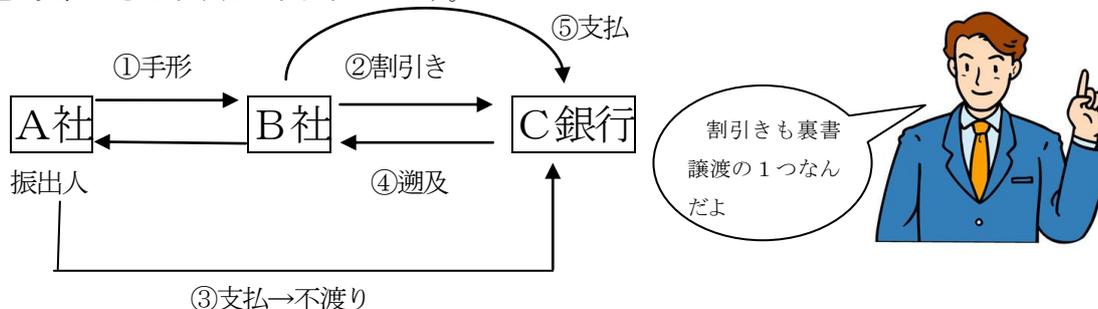
ただし、統一手形用紙には、初めから「拒絶証書不要」と印刷されているため、実際には拒絶証書の作成は必要するはほとんどありません。

3. 手形の割引き

手形の割引きとは、資金が必要になったときに、満期日より前に自分の所有する手形を銀行などの金融機関に譲渡することで、手形代金を回収することをいいます。

手形を割引いたとき、手形代金から割引料を差し引いた金額を受け取ります。

手形を割引いた手形が、手形の支払人が満期日に支払をおこなえば特に問題はありませんが、不渡りになった場合、銀行から手形代金の遡及を受けます。遡及を受けると、銀行に対して手形代金の支払いをしなければならないのです。



(割引時)・・・上記の図の② (B社の仕訳)

当座預金 ××× / 受取手形 ×××

手形売却損 ××× /

(営業外費用)

(支払期日)・・・割引きした手形が不渡りになった場合・・・上記の図の⑤ (B社の仕訳)

不渡手形 ××× / 現金預金 ××× → 割引いた手形
 ↓ が不渡りになった場合

銀行に対して支払う (遡及をうけるので)

割引きした手形が不渡りになった場合、C銀行から手形代金の請求を受けます。

そのとき、拒絶することができずにC銀行に対して手形代金を支払わないといけません。また、当社 (B社) は振出人のA社に対して後日、手形代金の請求をします。

例題3-3

(1) さきに得意先山口商店から受け取った同店振り出しの約束手形¥500,000を大阪銀行で割引き、割引料を差し引かれた手取金を当座預金に預け入れた。割引日数は53日で、利率は年2.92%である。

(2) (1)で大阪銀行に割引いた山口商店振り出しの約束手形が不渡りになり、大阪銀行から償還請求を受け、手形代金のほかに償還請求のために諸費用¥6,000、満期日以後の利息¥3,500を小切手を振り出して支払った。

(3) 上記の不渡手形について、¥300,000は以前売り渡していた商品を売価で引き取り、残額は貸し倒れとして処理した。なお、貸倒引当金が¥150,000ある。

解答

(1) 当座預金 497,880 / 受取手形 500,000

手形売却損 2,120 /

(2) 不渡手形 509,500 / 当座預金 509,500

(3) 売上 300,000 / 不渡手形 509,500

貸倒引当金 150,000 /

貸倒損失 59,500 /

解説 (1) 手形売却損の計算 $500,000 \times 2.92\% \times \frac{53}{365} = 2,120$

(2) 不渡手形を計上するときは、諸費用も含めます。

不渡手形：500,000+6,000+3,500=509,500

例題3-3・・・解説の続き

- (3) 不渡手形が回収できなかつたため、貸倒れとして処理します。そのとき、問題文に「以前売り渡していた商品を売価で引き取り」と記述があります。これは“売上戻り”(売上返品)を意味し、売上で計上します。
 そして、残額は貸倒引当金を取崩し、さらに不足額については貸倒損失として計上します。

解答の作り方

- ① 売上を¥300,000 計上 ② 貸倒引当金を¥150,000 計上
 ③ 残額を貸倒損失にします。

4. 営業外受取手形と営業外支払手形

営業外受取手形とは固定資産や有価証券の売却など営業取引以外において受け取る約束手形のことをいいます。

営業外支払手形とは固定資産や有価証券の購入など営業取引以外において振り出される約束手形のことをいいます。

例題3-4

- (1) 売買目的で保有する目的で広島商事株式会社の株式 100 株を@¥60,000 で購入し、代金は約束手形を振り出して支払った。
 (2) 以前、購入していた土地(帳簿価額¥1,100,000)を、¥800,000 で売却し、代金は約束手形で受け取った。
 (3) 以前、備品を売却した際に受け取っていた約束手形¥1,000,000 が支払期日になったが、決済されなかつた。

解答

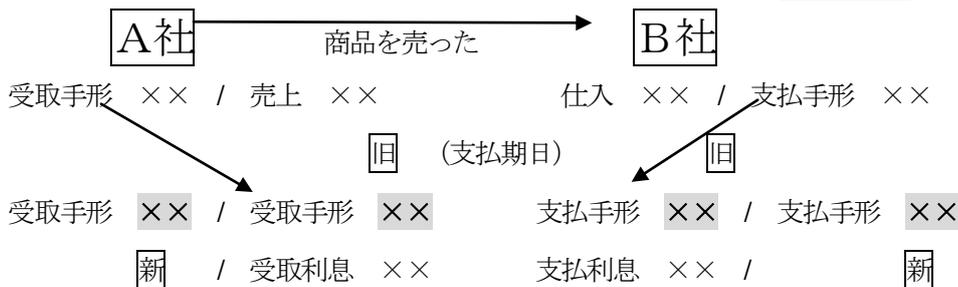
- (1) 売買目的有価証券 6,000,000 / 営業外支払手形 6,000,000
 (2) 営業外受取手形 800,000 / 土地 1,100,000
 固定資産売却損 300,000 /
 (3) 不渡手形 1,000,000 / 営業外受取手形 1,000,000

解説

- (1) 有価証券の購入の際、振り出される約束手形は営業外支払手形になります
 (2) 固定資産の売却の際、受け取る約束手形は営業外受取手形になります。
 (3) 以前、受け取っていた手形が決済されなかつたということは不渡りになったということです。その際、受取手形を計上しないよう注意してください。

5. 手形の更改

満期日に資金繰りがつかないため、不渡りを回避する目的で支払人が手形所持人に対して手形代金の支払いを延期してくれるよう依頼することがあります。これを手形の更改といいます。



手形の更改は実際に新たに手形を振り出します。そのとき、新しい手形には、利息分を含めて振り出します。ただし、利息を現金で支払う場合もあります。その場合、「新手形の金額=旧手形
 の金額」となります。

例題3-5

A 新しい手形に利息分を含めて振り出す場合

鹿児島商店は、かねて掛代金の支払いとして、振り出していた宮崎商店あての約束手形 ¥1,000,000 の満期日が到来したが、資金繰りがつかないために支払延期を申し入れ、同店の承認を得て、新しい手形に書き換えた。なお、利息 ¥10,000 は新手形の額面に加えた。

解答

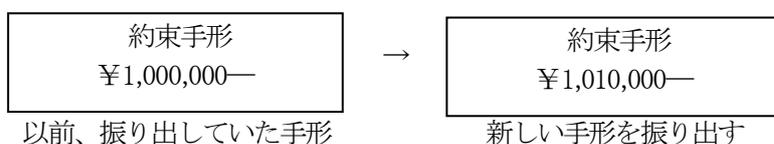
鹿児島商店（支払人）の仕訳

支払手形 1,000,000 / 支払手形 1,010,000
支払利息 10,000 /

宮崎商店（受取人）の仕訳

受取手形 1,010,000 / 受取手形 1,000,000
/ 受取利息 10,000

解説



鹿児島商店は支払期日に手形代金を支払えなかったため、支払の延期を申し入れて、上記の図のような約束手形 ¥1,010,000 を新たに振り出します。

鹿児島商店 (以前) 買掛金 1,000,000 / 支払手形 1,000,000

支払手形 1,000,000 / 支払手形 1,010,000
支払利息 10,000 /

以前、振り出したときに貸方に計上されている支払手形を借方に計上し、帳簿上取り消します。また、新たに新しい約束手形を振り出すため、貸方に支払手形を計上します。そのとき利息分を含めた ¥1,010,000 の約束手形を振り出します。

宮崎商店 (以前) 受取手形 1,000,000 / 売掛金 1,000,000

受取手形 1,010,000 / 受取手形 1,000,000
/ 受取利息 10,000

以前、約束手形を受け取ったときに借方に計上されていた受取手形を貸方に計上し、帳簿上取り消します。また新たに新しい約束手形を受け取るため、借方に受取手形を計上します。そのとき利息分を含めた ¥1,010,000 の約束手形を受け取ります。

B 利息を現金で支払う場合

鹿児島商店は、かねて掛代金の支払いとして、振り出していた宮崎商店あての約束手形 ¥1,000,000 の満期日が到来したが、資金繰りがつかないために支払延期を申し入れ、同店の承認を得て、新しい手形に書き換えた。なお、利息 ¥10,000 は現金で支払った。

解答

鹿児島商店（支払人）の仕訳

支払手形 1,000,000 / 支払手形 1,000,000
支払利息 10,000 / 現金 10,000

宮崎商店（受取人）の仕訳

受取手形 1,000,000 / 受取手形 1,000,000
現金 10,000 / 受取利息 10,000

新しい手形に利息分を含める場合と、利息を現金で支払う場合の両方の処理ができるようにしておきましょう！

ポイント！

手形の更改は、手形を振り出している側なのか、受け取っている側なのか、もしくは手形の更改を申し入れている側なのか、手形の更改を受けている側なのか、どちらの立場の仕訳なのか考えることが大切です。

利息を現金で支払う場合

新しい手形と古い手形（以前振り出していた手形）の金額は同じになります。

そのため、借方と貸方の支払手形、受取手形の金額は同じになりますが、勝手に相殺してはいけません。

必ず借方と貸方の両方に受取手形と支払手形を計上しなければなりません。

例題3-6・・・金融手形と商業手形をしっかりと区別しましょう

小倉銀行から約束手形を振り出して¥2,000,000を借り入れていたが、資金不足により支払期日に返済できないため、小倉銀行に支払期日の延長を申し入れ、承諾を得て、利息¥12,000を含めた新手形を振り出し、旧手形を交換した。

解答

手形借入金 2,000,000 / 手形借入金 2,012,000
 支払利息 12,000 /

解説

金銭の貸し借りをするとき振り出される手形を金融手形といい、その場合、手形借入金もしくは手形貸付金になります。

それに対して、商品売買のときに振り出される手形を商業手形といいます。その場合が受取手形、支払手形になります。

この場合、「約束手形を振り出して」と問題文に記述がありますが、支払手形を計上しては誤りです。

なぜなら、「借り入れて約束手形を振り出している」と記述があるため、その約束手形は金融手形になり、手形借入金になります。金融手形と商業手形をしっかりと区別しましょう。(ちなみに金融手形は3級の学習内容です。)

6. 電子記録債権・電子記録債務

電子記録債権（電子記録債務）とは電子記録機関への電子記録をその発生・譲渡等の要件とする、既存の手形債権とは異なる新たな金銭債権です。

従来、紙媒体である手形債権は書面の作成、作成や保管に要するコストや紛失、盗難のリスクなどがありました。

電子記録債権は、紙媒体ではなく電子化することで、こうした問題点を解消するというメリットがありますので、今後、手形債権の代替としての役割を果たすと考えられます。

その他にも手形債権と異なり、一部を分割して譲渡することも可能となります。

また、電子記録債権の取引には「債務者請求方式」と「債権者請求方式」の2つあります。

債務者請求方式・・・債務者が発生記録の請求をおこなうことにより生じる方式

債権者請求方式・・・債権者が発生記録の請求をおこない、債務者から承諾を得ることによって生じる方式

会計処理方法

① 仕訳は受取手形、支払手形と同じになります。

② 勘定科目は電子記録債権、電子記録債務になります。

受取手形 → 電子記録債権 (流動資産) 支払手形 → 電子記録債務 (流動負債)

電子記録機関

記録原簿を備えており、利用者の請求にもとづいて電子記録や債権内容の開示を行なうことを主な業務とする、電子記録債権の“登記所”のような存在です。

電子化のメリット

電子化することで印紙税（収入印紙）の負担を回避することができること、また債権を分割できるため利便性に優れているというメリットがあります。

例題3-7

1. 買掛金¥65,000を支払うため、発生記録の請求をおこない、電子記録債権に係る債務¥65,000が発生した。
2. 支払期日が到来したため、上記1の債務¥65,000が当座預金から引き落としされた。
3. 売掛金¥120,000を回収するため、発生記録の請求をおこない、得意先の承諾を得て電子記録に係る債権¥120,000が発生した。
4. 譲渡記録により、上記3の電子記録債権うち¥50,000を現金¥49,500と引き換えに譲渡した。
5. 譲渡記録により、上記3の電子記録債権のうち¥40,000を買掛金と引き換えに譲渡した。
6. 支払期日が到来したため、上記3の電子記録債権のうち¥30,000が当座預金に振り込まれた。

解答

1. 買掛金 65,000 / 電子記録債務 65,000
2. 電子記録債務 65,000 / 当座預金 65,000
3. 電子記録債権 120,000 / 売掛金 120,000
4. 現金 49,500 / 電子記録債権 50,000
電子記録債権売却損 500 /
営業外費用
5. 買掛金 40,000 / 電子記録債権 40,000
6. 当座預金 30,000 / 電子記録債権 30,000

解説

4は割引き、5は裏書譲渡をイメージしてみてください。

ポイント!

3の電子記録債権を4と5と6に分割できるため、利便性に優れているというメリットがあります。

コーヒーブレイク



睡眠と記憶

今回は睡眠と記憶の関係について述べます。

睡眠は覚えたことを記憶するのにとても大切になります。

覚えた事柄を定着させるためには、ある程度の時間が必須条件となります。これは脳が他の活動を減らし、暗記させることに集中するためです。その最もよい状態なのが睡眠中といわれております。

だから、**寝る前に暗記すると効率よく覚えることができる**のです。

ですから、毎日寝る前の30分でもいいので、テキストを読むなどしてみてください。それをコツコツと毎日続けるだけで、ぜんぜん違うと思います。

日々のそうした努力が、やがて合格という果実を生みます。

検定合格に向けて1日30分でもいいので勉強頑張ってください。